

〈原著論文〉

**NPO法の受容が民間レクリエーション団体に
与えた影響に関する一考察**

赤堀方哉*

**A Consideration of Influence of Accepting
the Law to Promote Specified Nonprofit Activities
with Non-Profit Recreation Organizations**

Masaya AKAHORI*

Abstract

After the Great Hanshin Earthquake, voluntary activities take root even in Japan. And the Law to Promote Specified Nonprofit Activities was enacted in 1998 because of contemporary social background. Many recreation organizations aim to be incorporated, but there is much discussion on necessity or merit. The purpose of this study was to examine the influence of accepting the law of NPO with their ordinary activities. The sample was Shimonoseki Kodomo Gekijo, and the data for this study was collected through interview with the secretary-general, representative and other members.

As a result, the following points were clarified:

- 1) They become to take consider non-members as an object of their activities.
- 2) They become to act with other governmental or non-governmental organizations in the community.
- 3) They become to get subsidies.
- 4) Their working expenditure become to increase because of employment for NPO management.

Getting incorporated have merits and demerits. So, if an organization aim to do so, they have to discuss deliberately. The study of examining general merit or demerit of getting incorporated.

Key word : NPO, NPO incorporatin, recreation, Kodomo Gekijo

1. 序論

日本のボランティア活動は低調だと言われ続けてきたが、1995年に起こった阪神大震災では多くのボラン

ティアが現地に駆けつけた。その数は、3ヶ月で延べ100万人を超えたと言われ、この年は「ボランティア元年」と名づけられた。その後、1997年のロシアのタ

*梅光女学院大学女子短期大学部 Baiko Jo Gakuin Jounior College

受理：2000年11月10日

ンカー「ナホトカ号」の重油流出事件でも、北陸地方に多くのボランティアが駆けつけ、ボランティア活動が日本に定着しつつあることを印象づけた。このような社会情勢を背景に、1998年に「特定非営利活動促進法（以下、NPO法）」が制定されたのである。しかし、NPO法の制定にはこれらの災害ボランティアの活躍が大きな役割を果たしたことは否定できないものの、NPO法制定をめざす動きは1990年前後からみられる。1989年には日本ネットワークワーカーズ会議が発足し、1991年には大阪コミュニティ財団が発足した。又、1990年に発足した芸術文化振興会議は1993年からNPO研究に取り組み、こうした動向を踏まえて「NPO推進フォーラム」が設立されたのである²⁰⁾。

そもそもNPOとはNon-Profit Organizationの略で、非営利組織であるが一般的には公益的な活動を行っている組織を示す。サラモン¹⁶⁾によって定義的特徴として、①形式性、②非政府性、③非営利性、④独立性、⑤自発性、⑥公益性、の6つが示されており、又、これらに加えて非党派性を挙げることもある。この定義的特徴に従うと、NPOの範囲は、教育分野、社会福祉分野、保健医療分野、環境保全分野、国際協力分野、文化芸術分野、と幅広い。これらの分野で活動する組織に対して、日本では、民法上の公益法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人等の法人格が付与されている。しかし、これらの法人格は時間的・手続的に極めて煩雑であり許可基準が厳しく、認可後も主務官庁からの監督も厳しいために、一般の市民にとっては利用は困難である²⁾。そのため、経済企画庁によれば1996年時点で法人格を有していない任意団体が約8万団体あるとされている。これらの任意団体は団体の専従・パート職員を雇用したり、事務所の借用や事業の契約を行ううえで、一般に個人の名義で処理され、公的機関との連携においても信用が得られにくいといった問題点をかかえている¹⁹⁾。この任意団体に法人化の道を拓くのがNPO法なのである。

いったん供給すればその地域の人すべてが受容でき（非排除性）、それを受容する人が増えたからといって誰かの利益が減るといったことのない（非競争性）という特質をもつ公共財は、フリーライダーを生じさせるため私企業によって供給することは難しいという「市場の失敗」が指摘されている。さらに、この「市場の失敗」に対して政府の介入が正当化されるとしても、

その手段や規模の不適切さによって必ずしも効率的な資源配分が達成するとは限らず、民主主義の多数決のルールそのものが公共財の最適供給を実現の障害となるという「政府の失敗」も存在する。これらの失敗を是正し、より良い社会を実現する可能性を「民間セクター」、「公共セクタ」につぐ第3のセクターとしての「非政府・非営利セクター」であるNPO活動は持っているのである⁵⁾。この2つの失敗の是正は、社会における多元主義という方向性を持つであろう。個人の多様な価値を認め、それを実現する社会を構想しているのである。レクリエーションの前史として位置づけられる「遊び場づくり運動」は19世紀末のアメリカでの資本主義の急速な発展に伴う社会悪から子どもたちを守るためにシカゴの婦人たちによって始められており、又、その後に続くレクリエーション運動も余暇活動を通じての、社会改革と自己実現という方向性を持っているのである¹²⁾。そしてレクリエーションは「自由時間に営まれる自由で楽しい活動²²⁾」という定義だけでは収まらず、「社会的有用性¹³⁾」が定義に加えられるのである。レクリエーションを単なる「自由時間の活動」ではなく、「社会的な活動」とみなす動きは上述のボランティア活動の社会的な認知の広がりとともに大きくなり、レジャー白書'99にも「社会性余暇²⁷⁾」として取り上げられるようになってきている。

このようにしてみるならば、NPO活動とレクリエーション運動の目指す方向性は一致していると言える。各国においてもNPOに占めるレクリエーション団体の割合は大きい。しかし、日本では上述したようにレクリエーション団体には概ね法人格が認められてこなかったのである。NPO法制定前の'96年に、市民活動団体を対象にして行われた調査の報告書『市民活動レポート』では、法人格の必要性を感じている団体も少なからずある。又、法人格が必要な理由として挙げられているのが、「社会的な信用」、「寄付や公的援助」、「非営利の証明」等であり⁸⁾、法人格を必要と感じている団体は会員数が多く⁹⁾、経済規模の大きい団体に多い¹⁰⁾ということが明らかにされている。

NPO法施行後の'99年8月に行われた調査報告²¹⁾では、多くのレクリエーション関係団体がNPO法人として活動を始めていることがわかる。法人化の動機としては、前述のように「団体の信用」等に関するものが多いようであり、又、法人化に際してそのメリットや必

要件に関しては悩みや議論が多かったことが明らかにされている（表1参照）。

表1. 法人化の申請に向けて、団体が議論になったこと（複数回答可）

法人化のメリットや必要性があるか	193
法人化のための手続きや手順	136
定款の内容	136
法人の事業や組織について	133
申請に必要な書類の内容	104
法人化の要件を満たしているか	60

（「NPO法人取得についての状況アンケート集計結果」⁹⁾から作成）

NPOに関する研究は主に経済的な分野でなされている。サラモンらは世界12カ国の非営利セクターの規模を比較し、世界的な規模での非営利・非政府団体の重要性が増してきていることを指摘している¹⁵⁾¹⁷⁾。山内²⁵⁾はNPOとしての学校・病院の経済行動を分析し、必ずしも市場原理と相反するものではないとしている。又、日本のNPOの寄付税制に関する分析を行い、その不備が活動の促進を疎外していると指摘している²⁶⁾。社会学的な分野では、赤堀⁹⁾らの会員の活動継続意欲を規定する要因を明らかにした研究があるが、NPOに関する研究が活発に行われていないという現状がある。

1998年12月にNPO法が施行されて以来、1999年7月2日現在で879団体が設立申請が受理され、310団体が法人設立認証を受けている。しかし、市民団体のNPO法人化の動きは始まったところであり、法人化が従来の活動に及ぼす影響に関しては研究されていないのが現実である。

法人化に際しては、様々なメリット・デメリットがあるであろう。これらを明らかにしていくことは、今後、法人化を目指す団体に大きな指針を与えることになると考えられる。そこで本研究では、1999年5月にNPO法人として認証された「子ども劇場下関センター」を対象にして、NPO法の受容前後での組織、活動、予算の変容を比較、検討することによって、NPO法の受容が民間のレクリエーション団体に与えた影響を明らかにすることを目的としている。

2. 研究方法

(1) 調査対象

子ども劇場おやおこ劇場は、1966年に児童劇を中心とする観劇団体として始まったが、当初から単に「劇を

観る会」を志向しているのではなく、「子どもの文化を皆で考え合い、創造していく会」を志向している。その活動は毎月千円程度の会費を集め、劇を観る例会活動と、キャンプ・お祭り等の自主活動と呼ばれる子育て活動という2つの大きな柱となる活動を展開している。今日では日本各地に約760劇場、50万人の会員を持っている²¹⁾大規模な民間レクリエーション団体と言える。その中で、調査対象とした子ども劇場下関センターは会員数が約240人という比較的小規模な劇場であるが、1999年5月に単位劇場としては最初にNPO法人としての認証を得て、活動の新たな展開を模索している団体である。

(2) 調査方法

1999年4月から9月にかけて、劇場事務局において事務局長、代表委員、その他会員に直接面接によるインタビューをおこない、データの収集を図った。又、活動を参与観察し、補足的な資料を収集した。

(3) 調査内容

調査内容は、組織の変容、活動の変容、予算の変容、の3点である。

3. 結果及び考察

(1) 組織の変容

NPO法人として認証されるためには、10人以上の社員を有することが条件となっており、その社員は法人の活動に全般に渡っての議決権をもつとされている。従来は会員を、大人・子どもの別を問わずすべてを一般会員として扱っていた。そのため、従来の会員をそのままNPO法の定める社員に移行するならば、幼稚園児等も議決権をもつという事態が生じた。そこで、NPO法の受容に際して、会員を「正会員」と「活動会員」に分け、「正会員」をNPO法人の社員としたのである（表2参照）。したがって、総会等での議決権を持つのは「正会員」だけである。「正会員」は、「この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人」として位置付けられ、「活動会員」は、「この法人の目的に賛同して入会し、活動に参加する個人」として位置付けられている。つまり、「正会員」はこの法人を運営し、活動を企画していく意思を有する者であり、「活動会員」は企画された活動に対して参加するにと

表2. 会員区分の変容

会員	240	正会員	70
		活動会員	170
		支援会員	20
		賛助会員	17

受容前

受容後

どまる者であると言えよう。この両会員には、年齢による区別は設けられておらず、月あたりの会費も共に1300円と同額である。子どもでも正会員になることも可能であり、大人でも活動会員であることも可能である。但し、上述したように「正会員」には議決権が伴うため、その能力を持たない子どもは「活動会員」となるのが通例であろう。又、大人であっても「活動会員」を選ぶ者もあった。これは、いずれかの会員を選択するというをきっかけにして、自分にとっての劇場活動の意味を問い返し、今後の自分の活動のあり方を問うた結果であると考えられる。

さらに法人化を機会に、「支援会員」と「賛助会員」を新たに創設した。これらはこの法人を支援する個人もしくは団体であり、年間1口5000円の支援金を収めることになった。従来の活動する者だけが会員であるという考え方から、活動趣旨に賛同する者を広く取り込んでいくという考え方への変容と考えることができる。

図1に示すように、会員の区分の変容に伴い運営の

システムも変容している。従来の活動は会員を中心として、自主活動にのみ一般参加者を受け入れるというものであった。法人化後は、正・活動会員を中心としながらも、活動協力者、活動参加者、行政、企業、他団体、他のNPO法人等の法人外部も視野に入れて活動を展開しようとしていることが分かる。これは次の活動の変容を見ることにより、より明らかになる。

(2) 活動の変容

活動の変容には3つの軸がある。1つは、劇場活動の2本の柱として、「例会」と「自主活動」を位置付けていたにも関わらず、従来はその比重が劇を観るという「例会」に大きく偏っていた。これを法人化を契機に、「鑑賞企画」と「活動企画」と名称を改め、両活動にはほぼ同様の比重がかけられるようになったことである。これは図2に示す広報活動の一端を見ても明かである。法人化以前は紙面の大半を例会の紹介が占めていたが、法人化後は鑑賞企画と活動企画が並列に示されている。このことは、児童劇を見ることを中心とした団体から、子どもを中心として活動を展開していく団体への変容を示していると言える。

2つ目に、各活動を劇場独自で行うのではなく、行政や地域団体と共同して行うようになったということが挙げられる。'99年4月29日に行われた「第2回子どもフェスタinあやらぎ」では、表3に例を示しているように、数多くの団体が参加及び協力をしている。福

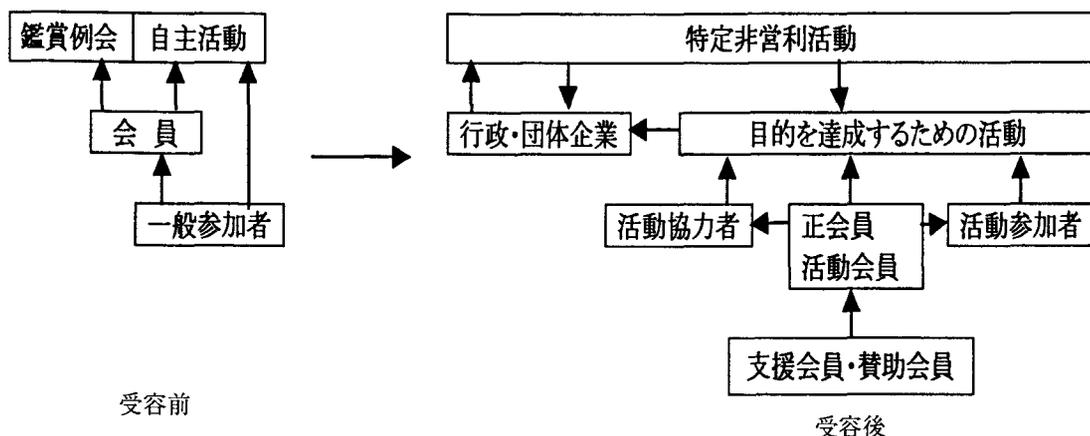


図1. 運営システムの変容

(『下関子ども劇場のシステム』、『特定非営利活動法人 子ども劇場下関センターのシステム』から作成)

開催日	作品(劇団)名	内容
6/7 ~19	風の子バザール (山口県舞芸芸術フェスティバル)	世界のおはなしを公民館や業会所など小さな会場で、お父さん、お母さん、お友達、みんなで見ましよう。
9/23 (水)	ちびっ子カムのぼうげん (劇団銀河鉄道)	神沢利子原作のスケールの大きいお話を、ぬいぐるみを含むさまざまな方法で書く、カムのぼうげんの物語。
12/4 (金)	常田富士屋お茶屋 夢いっぱいコンサート (京舞フェスティバル・ミニ室内音楽団)	日本語の常田富士屋さんの語りと京フィルの音楽、名曲いっぱい、おはなしいっぱいの、たのしいコンサート。
'93 2/26 (金)	ベッカコンコにおに (劇団えさむ)	さねとうあまの原作の心優しいオニと盲目の少女ユキの姿を通して「人間」について、年齢や体験によつていろいろな見方ができる作品。
5/25 (火)	星モグラサンジの伝説 (人形劇団茶室)	モグラが空を飛ぶなんて信じますが、ほんとうのところしんじられない話なのです。とてもモグラとは思えないことをやってのけたモグラの物語です。
'92 6/12 (火)	あつと・からくり・おん・すてえじ (現代人形劇センター)	江戸時代元禄に大流行だった口からくり人形芝居の再現。
9/22 (火)	スクリーンのない映画館 マルセ本館のロードショー (新しい企画)	Part1 マルセ本館の音楽芸術集 Part2 「虎の河」吾本陣原作
4/24 (土)	きみたちへのメッセージ ガリレオ●ラブ●ソング (劇団キオ)	たいとうが地球をまわるのか、地球が天を走るのか、昔と今を駆けめぐる。小さく大きいフロア―芸術。

◆ その他の活動カレンダー
 ☆ 7月 おおきキャンプ/ブロック・サークル親子も希望をだしてきて各々にとりくみます。
 ☆ 8月 子どもキャンプ/子どもたち、青年たちの話し合い、計画が進みます。
 その他いろいろ...

受容前

活動企画	日たち	月	日たち	観賞企画
観賞新年的園遊遊技	1999年 24(日)	1	28(日)	第169回 音楽劇 イッノブランドの動物たち 《演劇集団達玄社》公演 15:00~16:20 下関市文化会館
第20回 山口県高校生交流会 山口親子どもの文化シンポジウム 「聞こえてきますか、そはまの声」 講師:三沢正幸さん(心療科カウンセラー)	29(火) 30(水) 24(土)	2 3		
第2回 子どもフェスティバル あやち巻	29(水・夜)	4		
第8回 山口親子ども舞台芸術 フェスティバル in 下関 神主の道を探し心象 の(土と器を学ぶ体験教室) あまびい達の夏 花火とナイトシター	6/1~ 7/1 10(土)・11(日) 17(土)・25(日) 7(土)・8(日) 24(土)	5 6 7 8	11(火)	ちびっ子カムのぼうげん 人形劇団アーク公演 18:30~20:15 下関市文化会館
第1回 子どもPLAY to PLAY	31(日)	9	29(水)	響のとぶ雪 《劇団風の千九州》公演 山の田小学校体育館
	2000年	10 11	12(日)	ちっどもコリン君(低学年) 《人形劇団おむすび団》公演 だれが石を投げたのか(高学年) 《劇団ヒーロー》公演 下関市文化会館
		12		
		1	17(水)	トーマス・グズベック 《カナダ》海外作品公演 下関市文化会館
		2		

受容後

図2. 広報紙の変容

(「子ども劇場にはいりませんか(1992年)」、「子ども劇場をごぞんじですか(1998年)」から作成)

社施設からは園生が多く参加した。地域企業はバス会社がこの活動に合わせて当日のバス路線を変更したのを始め、その企業の特色を生かした協力をを行っている。このように多くの他団体を巻き込んだ活動が展開できた背景には、行政の後援を取り付けることができ、さらに、行政に他団体を紹介してもらい、又行政から他団体へ呼びかけが行われたということが挙げられる。さらに、劇場内部でも劇場が行う活動は、会員に向けて提供しているのではなく地域に向けて提供しているのだ、という意識の変容があったために、他団体や行政に参加及び協力を求めやすかったということも挙げられる。

表3. 協力団休例

団体名	協力内容
川中西小学校	テント 6張 貸与
中山神社	机 いす 貸与
にしよね電工	電気設備 貸与・設営
サンデン交通	バス路線変更
下関市障害福祉課	団体紹介

3つ目に、組織の変容でも触れたが、活動参加者を活動の中に位置付けたことである。従来は、劇を観る「例会」であっても、それ以外の活動であっても、参加者は原則として会員であって、会員外の参加は認められていなかった。そのため、会員以外で参加を希望する者は、その活動に先立って入会するということが求められていた。会の目的に賛同して入会する会員ではなく、特定の活動に関心を持って入会した会員であるので、活動終了後退会するということが繰り返されていた。会員外の参加者を活動参加者と位置付けたということは、会の活動は会員が会員のために例会活動や自主活動を行うというものから、会は鑑賞企画や活動企画を地域に向けて提供するというものへ、活動の目的が変容したということを示している。

(3) 予算の変容

法人化前後の予算の変容は表4に示してある。まず、予算の規模が約2.5倍になっていることがわかる。収入では会費収入は支援会員・賛助会員の創設による収入が増えているが、全収入に占める会費収入の割合は低下している。その一方で事業収入が大幅に増加している。これは会員外の参加者の増加によって、活動参加者からの参加費の徴収によるものである。又、文化

事業収入の増加が顕著であるがこれは、「がんばれNPOプロジェクト」からの助成金を得ることができたことによるものである。

支出では文化事業費と管理費の増加が目立つ。文化事業費は、日頃、生の舞台芸術に接することの少ない地域や環境にいる人たちに身近な施設での公演を行うための費用である。このプロジェクトに助成がついている。具体的には、知的障害者児等のための施設や老人ホーム等の福祉施設内での公演の実施、又、離島という文化的に疎外されている地域での公演の実施を行ったのである。

次に管理費の増加である。これは専従職員を従来の1名から2名に増やしたことによるものである。法人化以前は、事務的な業務は会員の管理と情報提供、鑑賞活動のための劇団との交渉と会場の準備等が主なものであった。法人化後は、これらの業務に加えて、他団体や行政との関係に関する業務と活動企画の増加に伴う業務、NPO法に定められた書類の作成等、業務が大幅に増加している。これらに対処するために専従職員を2名に増やしたことによる管理費の増加である。

このように活動の拡大に伴って予算規模が拡大している。従来の活動では収入の大半を会費収入によっていたために、ある程度以上は安定した収入によって会を運営することができていた。しかし、法人化後の収入は活動参加者からの収入と助成金による収入の比重

表4. 予算の変容

収入

入会金・会費	6000 (90.0%)	→	入会金・会費	6330 (40.2%)
支援・賛助会費	0 (0.0%)		支援・賛助会費	1400 (8.8%)
諸活動	0 (0.0%)		諸活動	2356 (15.0%)
舞台鑑賞	0 (0.0%)		舞台鑑賞	1300 (8.3%)
文化事業	100 (1.5%)		文化事業	4160 (26.4%)
雑収入	570 (8.5%)		雑収入	204 (1.3%)
合計	6670 (100.0%)		合計	15750 (100.0%)

支出

諸活動費	470 (7.0%)	→	諸活動費	1900 (12.1%)
舞台鑑賞費	3110 (46.6%)		舞台鑑賞費	5000 (31.7%)
文化事業費	0 (0.0%)		文化事業費	4000 (25.4%)
広報・調査費	120 (1.8%)		広報・調査費	120 (0.8%)
管理費	2970 (44.5%)		管理費	4730 (30.0%)
合計	6670 (100.0%)		合計	15750 (100.0%)

受容前

受容後

が増えたために、収入が安定しないのではないかという危惧がある。

その一方で、支出は現在の活動規模を維持するためには不可欠なものであり、管理費の増加は活動規模によらず毎年かかってくるものである。これらのことを考えるならば、拡大した活動を支える経済的側面は非常に危ういものであるということが言えるであろう。

4. まとめ

民間レクリエーション団体を対象として、NPO法の受容が団体に与えた影響を研究してきたが、次のような結果が明らかになった。主な変容として以下のことが挙げられる。

- 1) 会員の区分分けを行い、参加の目的にあった活動となるようにした。
- 2) 会員外まで、活動の対象として視野に収めるようになった。
- 3) 活動を団体独自で行うのではなく、地域や行政と協力して行うようになった。
- 4) 例会活動と自主活動の比重がほぼ同じとなった。
- 5) 事業収入が増加した。
- 6) 助成金による収入を得るようになった。
- 7) 専従職員を増やしたことに伴って、管理費が増大した。

この結果、法人化のメリットとしては、他団体や会員外の人との協力関係が広がったということが挙げられた。

これはNPO法人として、自分たちの活動が公益性を持つものであると自認したが故に、堂々と協力を要請することができるようになったという内的な要因と、NPO法人として公に認知されている団体であることから生じる信頼度の上昇という外的な要因によるものである。

デメリットとしては、活動の拡大に伴う活動費の増大と、業務の煩雑化とそれに伴う専従職員の増加の必要性のために管理費が増大したということが挙げられた。

以上のように、NPO法の受容は団体に大きな影響を与えたことが明らかになった。しかし、劇場運動は発足当時より、劇を観る会としてではなく、子どもを取り巻く状況を改善し、子どもの文化を創造していくことをめざした会であった¹⁴⁾¹⁵⁾。その一方で、劇場運

動の全国的な展開は、児童劇団がその公演とともに劇場運動を全国にPRしたところによるところが大きい。それにともなって、劇場運動の目的が子どもの文化の創造という抽象的な目的よりも、子どもの観劇活動の推進という具体的な目的を持つ活動としてPRされてきたのである。そのため、劇場運動の内部においてさえも観劇を中心とした団体であるという捉え方がなされるようになっていた¹⁶⁾。そのような劇場活動の現状が、NPOとしての認証をめざし、活動を見直していく過程で、公益性というNPOとしての要件を満たすために会員のための活動でなく、地域に開かれた活動として活動を捉えなおしていったと言える。この結果、たどり着いたところは、新たな活動ではなく、30数年前に劇場活動を発足したときに目指していたものたちかえったといえるのではないだろうか。

5. おわりに

一生涯における自由時間は20万時間¹⁷⁾ともいわれる今日においては、余暇の3機能¹⁸⁾とされる休息・気晴らし・自己実現の中で、自己実現の機能が最も重視されるようになってきていると言える。マズローによると自己実現とは自らの内にある可能性を実現して自分の使命を達成し、人格内の一致・統合をめざすこととされる¹⁹⁾。

自らの使命の達成は、過度に複雑化した今日の社会においては、独力では困難であり、個々の熱意を効果的に吸収し生かす活動の場としてのシステムの整備の必要性が指摘されている²⁰⁾。又、研究面においては、個々の熱意の受け皿の一つとなるであろう民間レクリエーション団体の特徴を明らかにし、存続・活性化に寄与する要因を解明していくことが求められている。

本研究は法人化前後の変容に注目し、NPO法が民間レクリエーション団体に与えた影響を明らかにしてきたが、以下のような研究の限界を持っている。まず、本研究においては、子ども劇場という特定の活動の中でも、下関センターという1つの団体を取り上げたにすぎない。民間レクリエーション団体は、想像以上に多様であり、本研究の成果の短絡的な一般化は避けなければならない。より広範に団体を調査し、法人化のメリット・デメリットを明らかにし一般化できるような研究が望まれている。

次に、本研究では調査内容を、組織、活動、予算の

3点に絞ったことである。これらは団体の特質を考慮していくときには、はずすことのできないものである。しかし、これらの変容が示すものは、団体の中心を担う人々の方針の転換でしかない。この方針の転換が、一般の会員にはどのような影響を与えたのかという視点を本研究は欠いている。この変容を一般会員がどのように受け止めたかを明らかにする研究が待たれている。

引用・参考文献

- 1) 赤堀方哉・山口泰雄,民間レクリエーション団体会員の継続意欲に関する研究,レジャー・レクリエーション研究40,25-33,1999.
- 2) 電通総研,NPOとは何か,103-104,日本経済新聞社,1996.
- 3) デュマズディエ,余暇文明に向かって,17-19,東京創元社,1972.
- 4) 平木美那子,すぐれた舞台芸術を親と子で定例鑑賞,月刊社会教育392,34-35,1989.
- 5) 本間正明編著,フィランソロピーの社会経済学,東洋経済新報社,13-27,1994.
- 6) 本間正明・出口正之,ボランティア革命,1-6,東洋経済新報社,1996.
- 7) 石野桂子,沖縄における子ども劇場運動,月刊社会教育240,68-73,1977.
- 8) 経済企画庁国民生活局編,市民活動レポート,大蔵省印刷局,p38,1997.
- 9) 経済企画庁国民生活局編,前掲書,p87.
- 10) 経済企画庁国民生活局編,前掲書,p77.
- 11) 中島義明編,心理学辞典,p331,有斐閣,1999.
- 12) 日本レクリエーション協会編,レクリエーション入門,日本レクリエーション協会,27-37,1993.
- 13) 日本レクリエーション協会編,前掲書,8-15.
- 14) 大森智恵子,地域の子育て・文化運動と子ども劇場の発展,月刊社会教育447,27-31,1993.
- 15) Salamon, Lester, M., The Rise of the Nonprofit Sector, Foreign Affairs, 109-122, July/August,1994.
- 16) Salamon, Lester, M., American's Nonprofit Sector, 8-10, The Foundation Center,1992. (入山映訳,『米国の非営利セクター入門』,ダイヤモンド社,20-25,1994.)
- 17) Salamon, Lester, M. and Anheir, Helmut K., "The Emerging Sector", 1-168, Manchester University Press,1996.
- 18) 佐々木敦子,新しい子どもの文化の創造をめざして-福岡子ども劇場運動-,月刊社会教育217,22-31,1975.
- 19) 佐藤一子,NPO法制定の動向と市民活動団体,月刊社会教育484,76-85,1996.
- 20) 佐藤一子,市民団体法人化の模索とNPO,月刊社会教育452,80-89,1993.
- 21) シーズ・日本NPOセンター・さわやか福祉財団,NPO法人格取得についての状況アンケート集計結果,1999.
- 22) 高橋和敏編著,レクリエーション概論,p25,不味堂出版,1980.
- 23) 高比良正司,子ども劇場と歩んで28年 夢中を生きる,1-277,第一書林,1994.
- 24) 山口泰雄編著,健康・スポーツの社会学,p9,健帛社,1996.
- 25) 山内直人,ノンプロフィットエコノミー NPOとフィランソロピーの経済学,121-154,日本評論社,1997.
- 26) 山内直人,フィランソロピーと税制,本間正明編著,フィランソロピーの社会経済学,東洋経済新報社,57-76,1993.
- 27) 余暇開発センター,レジャー白書'99,87-120,1999.